令和７年４月２１日高齢者福祉課長決裁

埼玉県地域密着型サービスの外部評価機関選定基準

評価機関の選定要件（選定チェックリスト（別添１）により確認する。）

1. 法人格を有していること。
2. 次の要件を満たす評価調査員を、必要数（4人以上）確保していること。

（１）評価調査員は、次のアまたはイを満たしていること。

1. 県又は県知事が指定した研修機関(以下「指定研修機関」という。)が実施する評価調査員養成研修を修了している者
2. 他の都道府県又は他の都道府県が指定する研修機関において実施された評価調査員養成研修を修了した者

（２）評価調査員は、次の①から③の事由に該当しないこと。

1. 認知症対応型共同生活介護事業所を運営している者
2. 認知症対応型共同生活介護事業所に勤務している者
3. 認知症対応型共同生活介護事業者で組織される団体の役職員

なお、評価機関は、現に従事している評価調査員に対し、指定研修機関が実施するフォローアップ研修を受講させるよう努めなければならない。

1. 次の①から④の者を構成員とした評価審査委員会を設置していること。
2. 認知症介護に関する学識経験者
3. 認知症対応型共同生活介護事業者
4. 認知症高齢者等の家族の代表者
5. その他

なお、評価審査委員会は、別紙１の６（４）の場合のほか、１年に１回を目途として定期的に開催され、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものであること。

1. 評価結果について、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（ＷＡＭＮＥＴ）」に掲載して公表すること。

また、当該手続を行う担当者が配置されていること。

1. 次の①から③に掲げる規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっていること。
2. 評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の手続、WAM NETによる情報公表等を盛り込んだ外部評価実施要要領（参考資料１を参照）
3. 外部評価の実施に関し、評価を受けようとする事業者との間で締結する契約書（参考資料２を参照）
4. その他必要な事項
5. 評価手数料の額及び算出根拠は明確であること。
6. 毎年度、外部評価事業の経営状況の公表が可能であること。
7. 埼玉県内全ての市町村で調査が可能であること。

1. 次の①から④の事由に該当しないこと。
2. 当該法人が自ら認知症対応型共同生活介護事業所を設置・運営していること。
3. 当該法人の理事会等の構成員の多数が、認知症対応型共同生活介護事業者又は認知症対応型共同生活介護事業所の従業者によって占められていること。
4. 外部評価を行う上で、十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義があること。
5. その他県が不適当と認めること。

附則

この基準は、令和７年４月２１日から適用する。